

10/1から

「十和田市協働による狭あい道路の拡幅整備の推進に関する条例」が施行されます

快適な道路は私たちの財産です

狭い道路は多くの問題を抱えています。市では、将来に向けて災害に強く安心して住めるまちづくりを目指し、市街地における狭い道路を市民の皆さんと協力して解消していくための条例を10月1日から施行します。

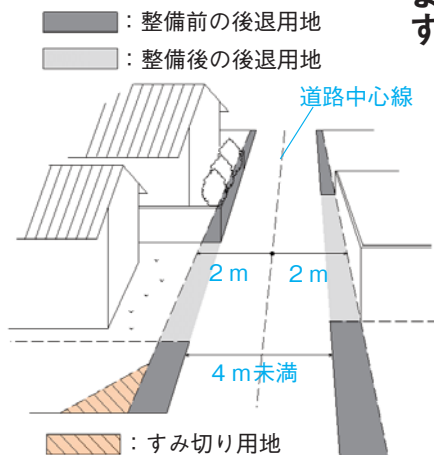
◆ご存知ですか？

建築基準法では、幅員4メートル未満の道路に接する土地の場合、原則として道路中心線から2メートル後退しなければ建物などを建築することができません。これは将来に向けて幅員4メートルの道路を確保する狙いがあります。この後退した部分（以下「後退用地」）は所有者のものであるため、時間の経過とともに、工作物がつくられる場合があります。

そこで、市では主に新築や増改築の機を捉えて後退用地の寄附などを受け、道路として維持管理していきます。

◆条例の内容

市内の都市計画用途地域内にある狭あい道路（建築基準法第42条第2項で定められた幅員4メートル未満の道路）の後退用地とすみ切り用地について、所有者の申請があった土地ごとに、市が道路として拡幅整備を行います。申請者には塀や生け垣などの私設物の撤去・移設や、後退用地を市へ寄附するなどしていただきます。



●説明会を開催します

本条例についての説明会を7月に開催いたします。狭あい道路に接する土地にお住まいのかたは、是非お近くの会場までお越しください。

時間 午後6時30分～7時30分  
※駐車場には限りがあります。

7月	会場
14日(月)	太素塚集会所
16日(水)	穂並会館
17日(木)	東小稲会館
22日(火)	和交会館
23日(水)	西北園会館
24日(木)	東ふれあい会館
28日(月)	西十四番町会館
29日(火)	七園会館
30日(水)	初田会館
31日(木)	南公民館

狭あい道路の箇所については、土木課までお問い合わせください。また、市ホームページで公開しています。

問 土木課建設係 ☎ 6732

介護保険料の決定通知を郵送します

平成26年度介護保険料の決定通知書を7月1日に郵送します。これは平成25年中の本人の所得や年金収入、世帯員の市民税課税状況を基に決定したものです。

■保険料の納め方

1. はがきが届いたかた ■ ■ 特別徴収 ■ ■  
(介護保険料額決定および特別徴収開始通知書)  
老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上のかたは年金から保険料が天引き（引き去り）される「特別徴収」になります。
2. 封筒が届いたかた ■ ■ 普通徴収 ■ ■  
(介護保険料納入通知書)  
年金が年額18万円未満のかたや年度の途中で65歳になったかたなどは、納入通知書で納める「普通徴収」になります。納め忘れのない口座振替をご利用ください。
3. はがきと封筒の両方が届いたかた  
年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わるかたは上記のはがきと封筒（納入通知書）の両方が届きます。

■こんなときはご相談ください

災害、生計維持者の失業・倒産・病気などにより保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

問 高齢介護課介護保険係 ☎ 6721

後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

■平成26年度の保険料の納付が始まります

保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を7月1日に発送します。保険料額は平成25年中の所得により算定されます。1期目の納入期日は7月末日ですので、納期内に納めましょう。



お支払いは便利で確実な口座振替を！

納入通知書の最終ページに口座振替依頼書がありますので、ご記入の上、金融機関または国民健康保険課または十和田湖支所へご提出ください。国民健康保険税を口座振替していた場合でも、新たに手続きが必要です。

■限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日です。平成26年度も引き続き認定されたかたには、7月中に新しい認定証を郵送しますので、更新手続きは不要です。

※世帯員全員が住民税非課税のかたが対象で、医療機関窓口での自己負担額などが軽減されますので、該当すると思われる場合はお問い合わせください。

問 国民健康保険課長寿医療係 ☎ 6752

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821